

大口町議会議員政治倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、大口町議会議員（以下「議員」という。）が、町民全体の代表者として、また町民全体の奉仕者として、議員活動を行う際に遵守すべき行動の基準（以下「政治倫理基準」という。）について定め、自己の研さんと資質の向上に努め、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民の厳粛な信託を受けた代表者であることを自覚し、自らの行動を厳しく律し、倫理の向上に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、速やかに、真摯かつ誠実に、疑惑を解明しなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町民全体の代表者として、品位と名誉を損なう行為により、町民の議会に対する信頼を損ねないこと。
- (2) 議員の地位を利用して、公正を疑われるような金品の授受を行わないこと。
- (3) 議員の地位を利用して、嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。
- (4) いかなる場合であっても、ハラスメント（他の者が不快に感じる言動又は行為をいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (5) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないものとし、議員の後援団体に対しても同様に取り扱わせるよう措置すること。
- (6) 町が行う許認可等の処分、行政指導又は請負その他の契約に関し、親族及び特定の個人、企業、団体等に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。
- (7) 町、町の加入する一部事務組合及び公益的法人等への職員の派遣等に関する

条例（平成13年大口町条例第26号）第2条に規定する団体の職員（以下「対象職員」という。）の公正な職務執行を妨げ、対象職員の権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(8) 対象職員の採用、昇格及び人事異動に関し、議員の地位による影響力を行使しないこと。

(9) 職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用しないこと。

(10) 町税等の完納又は健全な計画に基づく分納等その納付を誠実に行うこと。

（兼業に関する遵守事項）

第4条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定を遵守し、町民に対し疑惑の念を生じさせることのないように努めなければならない。

（服務に関する遵守事項）

第5条 議員は、次に掲げる服務に関する基準を遵守しなければならない。

(1) 大口町議会会議規則（昭和62年大口町議会規則第1号）第2条に規定する欠席の届出に関すること。

(2) 住民全体の代表者としての品位を保持するため及び身分を明らかにするため、議員記章を着用すること。

(3) 町民から疑念を持たれるような団体に加盟したり、その活動に加わったりしないこと。

（審査の請求）

第6条 この規程に違反する行為をした疑いがあると認められる議員があるときは、審査請求書（様式第1号）に資料を添え、議員の定数の2分の1以上の者の連署とともに議長に審査を請求することができる。

（政治倫理審査会の設置等）

第7条 議長は、前条の規定による審査請求があつたときは、大口町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査請求に関する事項の審査を審査会に付託しなければならない。この場合において、議長は、審査請求を受け付けた日から速やかに審査会を招集するものとする。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、議長が議員のうちから任命する7

人以内の委員で構成する。ただし、委員は審査請求をした者及び審査請求の対象となる者を除き、すべての会派の代表者等を含むものとする。

- 3 委員の任期は、当該審査請求の審査が終了するまでの間とする。ただし、委員が欠けたときは、議長は、速やかに補欠委員を任命するものとする。
- 4 審査会の組織及び運営は、次に定めるところによる。
 - (1) 審査会に会長及び副会長各 1 人を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - (2) 会長は、審査会を代表し、議事その他会務を総括する。
 - (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を行う。
 - (4) 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に開かれる会議は、議長が招集する。
 - (5) 審査会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - (6) 審査会の議事は、出席委員の過半数の同意により決定する。
- 5 審査会の会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上の同意を得て、非公開とすることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(政治倫理基準違反の審査等)

第 8 条 審査会は、付託された審査請求の審査を行うため、当該審査請求の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）及び関係者に対し、審査請求があった旨を文書で通知するとともに、対象議員及び関係者に対し、資料請求並びに事情聴取など必要な調査を行うことができる。

- 2 対象議員は、審査会において弁明をしようとするときは、弁明を記載した書面を審査会に提出しなければならない。
- 3 審査会は、審査のために必要があると認めるときは、学識経験者等から意見を聴くことができる。

4 審査会は、審査事案の審査が付託された日から90日以内に、その審査結果を議長に文書をもって報告しなければならない。

5 議長は、前項の規定による報告があった日から7日以内に、その報告文書の写しを当該審査請求をした者に送付するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。

(議長及び議員の協力義務)

第9条 議長は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出しなければならない。

2 議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な書類を提出し、又は審査会に出席して意見を述べなければならない。

3 審査会は、議員が前項の要求を拒否した場合は、その旨を議長に報告するものとし、議長はその内容を速やかに公表しなければならない。

(議会の措置)

第10条 議長は、審査会からの審査結果の報告書を尊重し、この規程に違反する行為があったと認めるときは、次に掲げる1以上の措置を講じるものとする。

(1) この規程を遵守するため警告し、及び誓約書の提出を求めること。

(2) 議会の役職を停止すること。

(3) 議会への出席を停止すること。

(4) 議員の辞職を求めること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、審査会及び議長が必要と認める措置を行うこと。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

(議長職務の代行)

第11条 議長が審査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象になったときは、議員において互選し、この規程に規定する議長の職務を行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

年 月 日

審 査 請 求 書

大口町議会議長 様

請求者

（代表者）

大口町議会議員

印

大口町議会議員政治倫理規程第6条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

- 1 審査請求対象議員
- 2 審査請求の対象となる事由
- 3 審査請求の対象となる事由の内容
- 4 審査請求の対象となる事由を証する資料

請求者

大口町議会議員

印

〃

印

〃

印

〃

印

〃

印

〃

印

〃

印

〃

印